

# 市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

## 特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年8月6日（水） 午後1時31分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 9名

1 番	佐 藤	周 君	2 番	村 上 祥 平 君
3 番	竹 本 力 哉 君		4 番	井 戸 清 司 君
5 番	大 川 勝 弘 君		6 番	杉 本 一 彦 君
7 番	四 宮 和 彦 君		8 番	犬 飼 このり 君
9 番	重 岡 秀 子 君			

○出席議員 7名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	長 沢 正 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○出席議会事務局職員 4名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 査	山 田 拓 己

○会議に付した事件

1 市長の学歴に係る事務に関する事項について

- (1) 記録提出の拒否について
- (2) 出頭拒否について

2 入札執行停止に係る事務に関する事項について

- (1) 調査の進め方について

3 その他

- (1) 次回開催日について
- (2) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 1時31分休憩

---

午後 1時31分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

本委員会において、傍聴の申入れがあることから、これについて協議いたす。

この際、お諮りする。傍聴希望者に対し、これを許可することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 1時32分休憩

---

午後 1時32分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は、静粛を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

---

○委員長（井戸清司君）日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

まず、(1) 記録提出の拒否についてである。令和7年7月11日付で請求をした田久保真紀氏に対する記録提出の請求については、同氏から理由を付した上で提出を拒否する旨の回答書が提出されているが、現状、本委員会としては、この理由については、直接的に不利益となる理由が十分に説明されておらず、直ちに正当な理由とは認め難いとして一定の見解に至っているところである。また、同氏が述べる提出拒否の理由について、委員長において、市顧問弁護士との相談を通じ確認したところ、憲法第38条第1項に規定される、いわゆる自己負罪拒否特権については、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規定されているが、この供述についてその意義を確認すると、意思伝達の性格をもつ行為として解されているのが通説となっている。さらに、最高裁判例によると、アルコール呼気検査や証拠物を強制的に差し押さえられることには、自己の不利益となる事実があったとしても自己負罪拒否特権の保障が及ばないこととされており、憲法第38条における供述は限定的な立場を取っていることである。よって、同氏が記録提出を拒む理由として掲げる自己負罪拒否特権については、何ら意

思表示の作用を有さない卒業証書とされる書類に対しては、その保障が及ばないものと解釈できることとなる。加えて申し上げるのであれば、調査の協力を義務づけられているのは、あくまで田久保眞紀氏であるため、代理人弁護士に守秘義務や押収拒絶権があったとしても、田久保眞紀氏が本委員会の調査趣旨にのっとり、誠意をもって卒業証書とされる書類を弁護士から返還してもらった後、本委員会に提出すれば事足りるため、弁護士事務所の金庫に自ら保管を依頼したことが、すなわち、当該書類が同氏の占有下から離れてしまったとは言い難く、これについても、正当な理由とは認められないところである。以上により、本件については、正当な理由なく提出が拒否されたものとして取り扱うことになろうかと思うが、後に告発の件として議題とし、その当否について協議をいただくことを検討していることから、委員長としては、まずは告発に至る前に十分に慎重を期すこと、事務調査の事実究明を第一とすることを前提に、前回の提出拒否については、正当な理由として認め難いことを同氏に伝達する中で、再度の記録提出を求めていきたいと考えているところである。

この際、お諮りする。秘書広報課長が確認した市長の卒業証書とされている書類について、田久保眞紀氏に対し、再度の記録提出を求ることとし、その提出期限については、再度の請求であることに鑑み、8月8日午後4時として設定の上、直ちに提出を求めていくこととしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

記録提出の請求については、委員長において、議長に申出をすることとするので承知おき願う。また、同氏が記録提出の意思を示す中で提出期限の延長を求める申出があった場合には、その正当性を検討しながら協議をいただく必要があるので、了承願う。

次に、(2) 出頭拒否についてである。去る7月25日開催の本委員会において、田久保眞紀氏に対し証人尋問を実施するべく出頭請求をしていたが、同氏からは、出頭を拒否する旨の回答書が提出された。本件については、市顧問弁護士と相談をした後に、一定の判断材料をもって協議をいただくこととして方針を定めていたので、本日は、委員長の見解、及び、市顧問弁護士との相談の結果について、まずは報告をした上で協議をいただきたいと思う。まず、結論から申し上げるが、田久保眞紀氏が提出した出頭拒否の理由については、いずれも正当な理由とは認められないとの見解に至っている。通常、正当な理由に認められる事項として、個別に判断する必要があるものの、例示としては、病気、変更・代替のできない公務、交通事故、家族の慶弔など、極めて限制的な理由が該当するものと確認している。まず、同氏が提出した理由を確認すると、その大部分については、証言を拒むことについて、その正当性が主張されているところであるが、証言を拒むことと、出頭を拒むことは、明確に取扱いや正当な理由の判

断が異なることから、証言を拒む理由が、すなわち出頭を拒む理由にはならないとの旨、全般的な見解をお示しする。よって、同氏の主張は、そもそも出頭拒否の理由として正当性を認められる可能性があるものがほぼ存在しない状況になると、このように考えている。また、事実上回答が不可能な内容を含むとの主張もされているが、論理的に解釈するのであれば、これは回答が可能な内容も含むとの裏づけになることから、出頭をすることなく不適切な請求と決めつけることには理由がない。そもそも、なぜ回答が事実上不可能なのかについては、説明が一切ない状況である。さらに、記録の提出を拒む理由は、既に文書にて回答をしているため、改めて証言する内容はないといった主張や、推測に基づく回答は控える必要があるため、証言が困難との見解が示されるほか、田久保眞紀氏に関する一般の方からの投書の内容を把握していないことから、仮に、これに対する質問がされた場合には、証人の権利利益を軽視することになる、との主張があるが、本委員会の委員各位が行う尋問の内容まで憶測に基づき認識し一方的に証言する内容はない、推測に基づく回答を控えると主張することは、証言を求める事項に対する同氏の自己都合的な解釈にほかならず、これが許されるのであれば、出頭を求められた証人が、証言の必要性を感じない限り出頭に応じることはないとの理屈が通じることになってしまうので、出頭拒否の理由には該当しない。加えて、なぜ、証人の権利利益を軽視することが甚だしい、との解釈になるのかも説明されていない。これは、委員長の私見ではあるが、いずれも、証人として出頭することの意義や証言の性質そのものが歪曲された形で理由を主張しているものとなっているため、初めから出頭拒否ありきの回答書であると、そのような感覚を覚えたところであると同時に、本委員会の調査を尊重するどころか、出頭請求に対する義務の履行を軽視しているものと捉えられかねず、一公人として重責を担う方の回答であることを考慮すると、非常に残念な思いである。唯一、出頭拒否の理由に合致しているものとして、出頭日時の指定に関し、代理人弁護士とのスケジュール調整が困難なため出頭を拒否することに正当な理由があると示されている点については、同氏の主張としては、整合性が取れている点かと検討することができるが、しかしながら、そもそも地方議会においては、代理人弁護士を本委員会に出席させるための制度が存在しておらず、事実行為として委員会の許可を得ることを前提に補助人として証人の法的知識の補完のために出席することが行われているのみであることから、この理由が証人の出頭義務を免れられる理由になり得るとは認め難いところである。また、地方議会研究会編著の「議会運営の実際」によると、出頭日時の指定は、請求をしてから二、三日の余裕が必要と示されていることから、今回の件についても、市内に住所を有する同氏に対しての請求としては、必要十分な期間を設定したものと認識している。これは、あくまでも出頭義務があるのが請求を受けた当人であり、補助人に委員会での発言を求めるものではないことから、補助人のスケジュール調整までを考慮する必要はないものであると解釈して

いる。なお、この点について、市顧問弁護士に相談をしたところ、百条委員会とは、行政調査を行う委員会であり、証人の刑事責任の追及や訴追を行うことを目的としていないことから、弁護士が同席することが必須とは認められず、これを証人の権利として主張し出頭を拒否することは、正当な理由として認められないとの見解であった。また、仮に出頭した後、法的解釈に疑義が生じるため証言ができないときには、その旨を申し出て証言ができないことを述べればよいものと考えることであった。

以上が、田久保眞紀氏の出頭拒否の理由について、正当な理由として認められるかどうかの委員長見解となる。委員各位におかれでは、ただいまの見解を踏まえた上で、正当な理由がないものと認めるのであれば、再度、同氏に対する出頭請求をしていくことについて、同意を頂きたいと考えているので、意見を伺いたい。

発言については、「正当な理由と認めるかどうか」、「再度の出頭請求を必要とするかどうか」の2点に絞って、協議を願う。発言を許す。まず、1番委員から順番に認めるか認めないか、必要か必要でないかについてを確認願う。

○1番（佐藤 周君）委員長の説明にあったとおり、回答書、これは初めから出頭拒否ありきの回答書であると私も委員長と同じように感じる。へ理屈を並べた回答書に正当性は見当たらぬいということからすれば、正当性は全くないということからして、再度出頭要請を必要とすると考える。

○2番（村上祥平君）佐藤委員と同じで、理由は、へ理屈というか、出頭を拒否するために並べたものだと思うので、正当性は全くないと感じるので、そこは認めるわけにはいかない。そして、もう一度出頭要請をして、しっかりとこの場に来てもらうことを強く望む。

○3番（竹本力哉君）私も同様に、改めて出頭要請をすべきであると思う。理由については、全く認められるものではないというのは、そのとおりであると思うし、本人が逃げないと書いていたのに逃げてばかりである。これはもう、間違いないことであるので、必ず出頭してもらい、ここで正直に話してもらうことが非常に重要であると思っている。

○5番（大川勝弘君）私も正当な出頭理由にはならないと踏んでいるので、再度出頭してもらうべきであると考えている。出頭してもらうことが、全てを話さなくてはならないということとイコールにはならないので、出頭は必ずしていただきたいと考えている。

○6番（杉本一彦君）出頭拒否の理由については正当ではない、再度出頭の請求を求めるべきであると考える。市長には政治家としての説明責任をしっかりともらう、そう考えている。

○7番（四宮和彦君）委員長の説明のとおり、あと顧問弁護士の解釈のとおりだと思う。出頭拒否については全く正当性がないと考える。そうであれば、ある意味、本委員会を軽視すること甚だしいと考えられるので、私としてはもう一つの手段として、即刑事告発してもいいという

気もしないでもないが、武士の情けということで、抗弁機会を与えるという意味合いにおいて、出頭要請するということでいいのではないかと考える。

○8番（犬飼このり君）説明のとおり、出頭拒否が正当な理由とは認め難いと思う。本人の言い分として、何を答えるのか書かれていなかったから行かなかったみたいなことを言っているが、趣旨を全く理解ができていないのではないかというところで、再度要請して来ていただくのがよいと思う。

○9番（重岡秀子君）私も基本的には、証言できないことは拒否すればいいので、本委員会も大詰めなので、一度も出頭しないというのは、逆に本委員会の結果をまとめる上でも、市長にとっても不利な面もあるのではないかと思うので、自分の主張をする場がないというか、という意味で出頭すべきと考える。ただ、一点、前回の本委員会で私が提案したのは、証言を求める事項の一番上に、記録の提出を拒む理由というのがあるが、公職選挙法違反で訴えが受理されているということで、証拠になっているということなので、この前委員長にもその話はしたが、記録の提出については、1日だけとか、ここで提出してそのまま本委員会が保管することはないということも条件として付け加え、記録の提出を拒む理由の中にそういうことも入ってくるかもしれない、その辺は条件を付けられたらどうかということと、あと2つ目の証書番号などをはじめとして、卒業証書とされている書類に関することが証言を求める事項にあるが、卒業証書とされている書類に関することというよりも、むしろホームページとか広報いとうに対しての卒業証書を出したことに関するもので、具体的な本委員会の目的の一つはそこであるので、卒業証書とされている書類に関する事項というより、秘書広報課長に提出したことなどについて聞くということも加えたらどうかと思う。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 1時51分休憩

---

午後 1時55分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○9番（重岡秀子君）意見を言わせてもらっただけである。

○委員長（井戸清司君）お諮りする。ただいまの協議に基づき、田久保眞紀氏から提出された回答書については、いずれも正当な理由がないものと認め、同氏に対し、再度の出頭請求をしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

資料配付のため暫時休憩する。

午後 1時56分休憩

---

午後 1時56分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。田久保眞紀氏に対し証言を求める事項及び出頭場所については、お手元に配付した資料のとおり、それぞれ前回と同様、「記録の提出を拒む理由」、「証書番号などをはじめとして、卒業証書とされている書類に関すること」、「除籍となった事実に関するここと」及び「伊東市役所第2委員会室」とする。なお、出頭日時については、田久保眞紀氏が市長として公務を行っている都合上、円滑に出頭いただくには調整が必須であることから、委員長において日程調整を図り、決定していくこととしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第2、入札執行停止に係る事務に関する事項についてを議題とする。

(1) 調査の進め方について協議する。本調査事項については、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを、可及的速やかに調査すべく優先事項として掲げていたことから、本日が議題として協議することが初めてとなるので、まずは調査の進め方について、協議いただきたい。本調査事項については、今般の新図書館建設工事に係る入札執行の停止が適正に行われていたのかどうか、この点に焦点を絞り調査をしていくものと考えているが、実際に市長が執行停止を決定するまでの意思形成過程について、詳細な事務手続や教育委員会の合意形成を適切に図っていたのかどうかなどを確認するために、当局に対し事務執行上の関係人を証人として本委員会に出頭請求する必要があると考える。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 1時58分休憩

---

午後 1時58分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。入札契約事務の所管部署の管理職である総務部長及び庶務課長並びに、新図書館建設工事に関し教育委員会の所管部署の管理職である教育部長及び生涯学習課長の4名に対し、本委員会に出頭を求めるこにしたいと思う。また、証言を求める事項及び出頭場所については、お手元に配付した資料のとおり、それぞれ、「新図書館建設工事の入札執行停

止に係る事務に関すること」及び「伊東市役所第2委員会室」とする。なお、出頭日時については、それぞれの証人の公務の都合上、円滑に出頭いただくには調整が必須であることから、委員長において日程調整を図り、決定していくこととしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、入札執行停止に係る事務に関する事項についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第3、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日についてである。次回開催日についてだが、先ほどの協議にもあったとおり、市長の学歴に係る事務に関する事項については、田久保眞紀氏に対し再度の出頭請求をすること、入札執行停止に係る事務に関する事項については、当局管理職4名に対し出頭請求をすることから、公務等の調整が必要不可欠であり、本日の委員会においては日程調整を図ることが困難である。よって、以上の点を踏まえ、次回開催日については委員長一任にて日程調整を図ることとしたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○7番（四宮和彦君）本来であれば2(1)での話だが、証人の出頭要請をするのはいいとして、教育委員会の所管事項であるわけだから、今回の入札の中止に関して言うと、市長の就任が5月28日で、29日に中止の発表をしているわけである。つまり、どう考えたって、この一両日の間に教育委員会が開催されているはずはない。教育委員会に諮った上でこういった意思決定が行われているかどうかでいえば、記録の提出として、直近で行われている教育委員会の中で、審議が行われているのか否か、教育委員会の開催日程がどういうものであったのかということに関しても、書類として提出してもらう要求をした方がいいのではないかという気がするが、その辺はいかがか。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 2時 2分休憩

---

午後 2時 5分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○3番（竹本力哉君）先ほど委員長一任になった、次回開催日時、今後の進め方についてだが、市民は一日も早く解決してもらいたいということがあるので、日程調整もあるが、最短でやっ

ていただくように、意見として申し入れさせていただく。

○委員長（井戸清司君）ほかに、質疑、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他を終了する。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和7年8月6日（水）午後2時6分（会議時間28分）

---

以上の記録を認める。

令和7年8月6日

委員長 井 戸 清 司